

令和 8 年度
岡山市看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業者募集要項

1 募集の趣旨

看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を促進し、第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定める目標を達成するため、予算の範囲内において、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）交付要綱、同実施要綱、岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱に基づき、岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所整備分・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備分）を交付する事業候補者と事前協議するために行うものです。

2 募集内容

- | | |
|---|--|
| (1) 整備年度 | 令和 8 年度
(令和 8 年度中に介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業開始するものとし、令和 9 年 4 月 1 日指定を含む。) |
| (2) 整備内容 | 介護保険法第 8 条第 2 3 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護事業所（一体型、連携型を問わない。) |
| (3) 整備対象区域 | 事業所の所在地は、岡山市内であること（地域密着型サービスの特性上、サービス提供区域も岡山市内であること。) |
| (4) 補助対象施設数 | 岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱別表に定める事業ごとに 1 施設（対象施設は応募順とし、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進んでいない区における整備計画を優先します。対象施設の所在地が、既に看護小規模多機能型居宅介護事業所が整備されている区である場合は、整備が進んでいない中学校区における整備計画を優先します。) |
| (5) 整備用地 | |
| ① 整備用地は、岡山市による施設整備費補助の交付決定の前日において、下記の危険区域等に指定されていないこと。 | |
| (ア) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条の規定による「土砂災害特別警戒区域」 | |
| (イ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条の規定による「土砂災害警戒区域」 | |
| (ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定による「急傾斜地崩壊危険区域」 | |

- (エ) 地すべり等防止法第3条の規定による「地すべり防止区域」
- (オ) 砂防法第2条の規定による「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防の為一定の行為を禁止若は制限すべき土地」
- (カ) 土砂災害危険箇所
- (キ) 山地災害危険地区

(6) その他

用地の開発、造成及び施設建設に当たっては、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、農地法など、各種法令等の規制を受けないものであるか、又は、規制の解除が確実なものであること。

3 応募資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する予定の者であつて、法人であるもの。
- (2) 高齢者医療、看護、介護に関する事業の知識を有し、法令を順守して事業を実施する意思のあること。
- (3) 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員を、岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）に規定する役員及び当該申請に係る事業所を管理する者に含む者
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、岡山市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - ⑥ 岡山市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者
 - ⑦ 国税又は地方税を滞納している者
 - ⑧ 介護保険法に定める欠格条項に該当する者

4 事業所指定について

岡山市では、地域密着型サービスの事業者指定は、**年4回**行う予定です。

申請書提出・受付	地域密着型サービス等 運営委員会	指定予定日
2月	3月	4月1日
5月	6月	7月1日
8月	9月	10月1日
11月	12月	1月1日

指定申請できる時期に限りがありますので、スケジュールをよく確認してください。

5 補助金について（概要）

「整備助成補助金」

- ・対象経費 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
(工事事務費については、工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限とする。)
- ・補助予定額 1施設につき41,500千円を上限とする。

「開設準備経費等支援補助金」

- ・対象経費 事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
- ・補助予定額 宿泊定員数1名につき1,036千円を上限とする。

※なお、いずれの補助金も、岡山県から岡山市への内示額によっては、岡山市補助金の交付ができない場合、又は、補助金額を減額する場合がありますので、予めご了承ください。

6 応募の手続き

(1) 事前協議

事前協議受付期間：令和8年7月22日（水）～8月21日（金）

応募書類提出前の事前協議は必須とします。なるべく早い時期に、事前に日程予約の上、担当者と協議を行ってください。

※事前協議についての詳細は「7 事前協議について」をご覧ください。

(2) 申込方法

事前協議終了後に、所定の様式及び添付書類を、岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課まで持参してください。

(3) 応募受付期間

令和8年8月24日(月)～9月7日(月)

午前9時～午後5時まで(土、日、祝日を除く) 期限厳守

(4) 事前協議先・応募書類提出先

岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階

岡山市保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 通所事業者係

電話(086)212-1013

(5) 書類提出方法

提出書類は、電話連絡の上、直接、持参してください。

郵便、ファックス、電子メール等による提出は受け付けません。

7 事前協議について

(1) 期間内に事業者自身(整備の内容、運営の方法、その他について熟知している方)

が来庁してください。設計業者等、事業者以外の方のみでの協議は不可とします。

(2) 事前協議については、事業者自身で協議希望日の3日前までに事業者指導課へ電話

連絡の上、日時予約を行ってください。

(3) 初回の事前協議以降は、必要に応じて追加での協議を行ってください。

(4) 事前協議に必要な書類については以下のとおりです。

1. 整備助成補助金

- ① 協議書
- ② 事業計画書(様式第1号-(1))
- ③ 補助金申請額算出内訳(様式第2号-(1))
- ④ 平面図
- ⑤ 位置図(1/2500、1/25000)
- ⑥ 工程表
- ⑦ 設計書(見積書)

2. 開設準備経費等支援補助金

- ① 協議書
- ② 事業計画書(様式第1号-(2))
- ③ 補助金申請額算出内訳(様式第2号-(2))
- ④ 購入する備品・設備等のカタログなど内容が分かる資料

(5) 施設整備計画についての相談等に当たっては、その施設の種類、事業内容、設置条

件等について、事前に研究し、十分理解しておいてください。計画を進める上で、岡山市の施設整備方針やその他関係機関の計画に適合していることが必要となるので、場合によっては整備計画の見直しが必要となります。

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 関係法令、関係基準・通知及び関係市条例・規則を承知の上で、応募してください。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 提出期限後の書類の追加提出、差し替え等は、お受けできません。
- (4) 応募要件等を満たしていないと認められる場合は、審査は行いません。
- (5) 応募に関わる経費は、すべて応募者の負担とします。
- (6) 提出された書類については、理由の如何にかかわらず、返却しません。
- (7) 事前協議の受付によって、補助金の交付が確約されるものではありません。

9 結果の通知

交付対象事業者として採択された場合は、応募者に対して、結果を通知します。

10 スケジュールの概要

令和8年7月22日	・ 事前協議の受付開始
8月21日	・ 事前協議の受付終了
8月24日	・ 応募書類の受付開始
9月 7日	・ 応募書類の提出期限
9月中旬以降	・ 採択通知
	・ 補助金の内示
	・ 補助金申請書類の提出 その後、事業所の整備に着手
	・ 事業所指定準備（指定申請書類作成等）
	・ 現地確認等
	・ 事業所指定（令和9年4月1日まで）